

旭市防災行政無線改修工事に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、旭市が計画している「防災行政無線改修工事」の受注候補者を、公募型プロポーザル方式で選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の目的

旭市では、防災行政無線設備の改修にあたり、専門的な知識やノウハウの豊富な事業者から優れた提案・支援を受けることにより、旭市における防災情報伝達の課題を解消し、防災行政無線設備の充実のみならず、より強固な防災情報伝達を実現し、より安全なまちづくりを目指すことを目的とする。

3. 事業の概要

(1) 事業名

防災行政無線改修工事

(2) 事業内容

別添「要求水準書」のとおりとする。

ただし、改修にあたり既設流用ができず追加で整備が必要な設備や、旭市の特性を踏まえた独創的な支援内容を提案書に記載することに差し支えはない。

(3) 事業期間

契約締結に係る議案議決日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 事業場所

旭市内一円

4. 事業に要する費用（見積（提案）限度額）

3か年合計 1, 296, 017, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和5年度 34, 045, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和6年度 697, 889, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度 564, 083, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

※3か年合計は契約時の予定価格を示すものではなく、本事業に掛かるすべての費用を含んだ規模を示すものである。

※年度毎の金額は出来高予定額であり、支払限度額ではない。

※応募者は上記金額を超えない範囲で見積もりを提出すること。

5. 実施形式

公募型プロポーザル方式

6. 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 旭市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止または旭市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外を、公告日から契約候補者特定の日までに受けていないこと。
- (5) 令和 4・5 年度旭市工事等入札参加業者資格者名簿（建設工事）に登録されていること。
- (6) 60MHz 帯同報系防災行政無線機器のメーカーであること。
- (7) 建設業法第 3 条（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく、電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (8) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する監理技術者（電気通信工事）の資格を有する者を専任で配置できること。また、配置する監理技術者は、同種工事の監理実績があること。なお、当該監理技術者は、本資格確認申請のあった日において、3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
- (9) 過去 10 年以内に関東総合通信局管内において、親局設備を含むデジタル同報系防災行政無線工事のうち、事業規模 5 億円以上（消費税及び地方消費税含む）の元請完工実績を有していること（工事が完成したもので、かつ一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録されているものに限る）。

7. 実施スケジュール

実施スケジュールは次のとおりとする。

	項目	日時
1	実施要領等の公開	4 月 17 日（月）
2	質問書の受付期限	4 月 28 日（金）17 時
3	質問の回答	5 月 8 日（月）
4	現地見学会の申込み期限	4 月 19 日（水）17 時
5	現地見学会	4 月 20 日（木）、21 日（金）
6	関係資料閲覧の申込み期限	4 月 27 日（木）17 時

7	関係資料閲覧	4月18日（火）～4月28日（金）
8	参加表明書の提出期限	5月10日（水）17時
9	参加資格審査	5月12日（金）
10	資格審査結果通知	5月15日（月）
11	技術提案書の提出期限	5月31日（水）17時
12	プレゼンテーション審査	6月5日（月）
13	審査結果通知	6月7日（水）
14	仮契約締結	6月16日（金）
15	契約締結	議会議決後

※各実施日については事務の都合等により変更となる可能性がある。

8. 質問の受付及び回答

（1）提出期限

令和5年4月28日（金）17時（必着）

（2）提出先

【18. 担当部署（提出・問合せ先）】のとおり

（3）提出方法

質問書（様式1）に質問事項を記載のうえ、電子メールにより提出すること。

また、メールを送信した際は到着確認の電話連絡を行うこと。

※電子メール以外での質問には応じない。

（4）回答方法

質問事項をとりまとめ、令和5年5月8日（月）に市ホームページに掲載する。

9. 現地見学会の開催

本プロポーザルへの参加予定事業者のうち希望者に対して、防災行政無線設備の一部と放送操作のデモンストレーションの現地見学会を開催する。

（1）開催日時

令和5年4月20日（木）、21日（金）9時から17時のうち1時間半程度

（2）申込み期限

令和5年4月19日（水）17時

（3）申込み先

【18. 担当部署（提出・問合せ先）】のとおり

（4）申込み・受付方法

担当者に電話連絡を行い、見学会の開催日程について調整を行うこと。

見学会当日は開始10分前までに旭市役所3階総務課窓口にて受付を行うこと。

なお、参加人数は1事業者につき3人を上限とし、事業者毎に実施する。

(5) 見学内容

- ①親局設備が設置されている防災無線室及び庁舎屋上
- ②担当職員による放送操作のデモンストレーション

(6) 留意事項

- ①現地見学会への参加は任意であり、参加要件ではない。
- ②既設設備への接触や機器の接続は認めない。
- ③既設設備の外観と操作卓のトップ画面のみ撮影可能とする。
- ④質問は【8. 質問の受付及び回答】によるものとし、見学時の質問は受け付けない。

10. 関係資料閲覧

本プロポーザルへの参加予定事業者のうち希望者に対して、関係資料の一部を閲覧公開する。

(1) 閲覧日時

令和5年4月18日(火)～28日(金)
9時から17時のうち1時間半程度とする。
ただし、当日の申込み状況に応じて延長も認める。

(2) 申込み期限

令和5年4月27日(木)17時

(3) 申込み先

【18. 担当部署(提出・問合せ先)】のとおり

(4) 申込み・受付方法

担当者に電話連絡を行い、閲覧日程について調整を行うこと。
閲覧当日は開始時間までに旭市役所3階総務課窓口にて受付を行うこと。

(5) 閲覧内容

- ①防災行政無線設備の完成図面の一部
 - ・H20-21 デジタル化に係る設備一式(親局、再送信子局、屋外拡声子局等)
 - ・R2-3 庁舎移転に係る設備一式(親局、屋外拡声子局等)
- ②無線免許状

(6) 留意事項

- ①閲覧は任意であり、参加要件ではない。
- ②閲覧時の撮影は不可とする。
- ③質問は【8. 質問の受付及び回答】によるものとし、閲覧時の質問は受け付けない。

1 1. 参加表明書の作成及び提出

(1) 提出期限

令和 5 年 5 月 10 日（水）17 時（必着）

(2) 提出先

【1 8. 担当部署（提出・問合せ先）】のとおり

(3) 提出方法

提出書類を持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。期限必着）により提出すること。

(4) 提出書類

次の書類を作成し、それぞれ必要な添付書類と併せて原本 1 部を提出すること。

① 参加表明書（様式 2）

② 業務実績調書（様式 3）

添付書類 ・ 記載する業務の契約書及び CORINS の写し

③ 配置予定監理技術者調書（様式 4）

添付書類 ・ 記載する資格を証明する書類の写し

・ 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し

④ 会社概要（様式 5）

添付書類 ・ 国税及び地方税の納税証明書

・ 特定建設業許可証明書の写し

(5) 参加資格審査及び通知

【6. 参加資格】に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、郵送及び電子メールにより通知する。

1 2. 技術提案書等の作成及び提出

(1) 提出期限

令和 5 年 5 月 31 日（水）17 時（必着）

(2) 提出先

【1 8. 担当部署（提出・問合せ先）】のとおり

(3) 提出方法

提出書類を持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。期限必着）により提出すること。

(4) 提出書類

① 技術提案書提出届（様式 6） 原本 1 部

② 技術提案書等 正本 1 部、副本 10 部

以下の内容を A4 版ファイルに綴じ、表紙に法人名を記載すること。

ア 技術提案書（任意様式）

※A4 版（横）20 ページ以内で別添「要求水準書」の【6. 技術提案内容】に沿って作成すること。

※図面等は A3 版でも可とするが、A4 版に折り込み、2 ページ相当とする。

※専門知識を有しない者にも理解できるよう、分かりやすい表現で作成するよう努めること。

イ 工程表（任意様式）

ウ 事業費見積書（任意様式）

※独自提案の内容は含めず、別添「要求水準書」の条件を満たす改修を実施するための見積もりを提出すること。

エ 独自提案に係る見積書（任意様式）

※費用を要する独自の提案がある場合、事業費見積書とは別に独自提案内容に係る見積もりを提出すること。

13. プレゼンテーションの実施

（1）実施日

令和5年6月5日（月）

※実施順及び時間割は、技術提案書等の提出時に抽選を行い決定する。なお、抽選の順番は技術提案書等の受付順とし、持参の場合は技術提案書等の持参者、郵送の場合は、市担当者が順番を記入したくじを引き決定するものとする。実施順及び時間割等決定後、技術提案書等提出者全員に対して、郵送及び電子メールにより通知する。

※技術提案書等の提出者が1者のみの場合でもプレゼンテーションを実施のうえ、受注候補者を選定する。

（2）実施会場

旭市役所3階政策決定室

（3）実施方法

- ① 時間は50分以内（提案説明30分以内、質疑応答10分以内、準備・片付け10分以内）とする。
- ② 出席者は3名以内とし、提案説明及び質疑応答に対応する者は本事業に携わる営業担当または監理技術者（現場代理人）のみとする。
- ③ 提出書類を用いて行うものとし、当日の差替え、追加資料は認めない。
- ④ パワーポイント等によりスライド投影する図や表は提出書類で使用了のものとする。
- ⑤ スクリーン及びプロジェクター（HDMI端子）は旭市で用意する。その他の必要な物品（パソコンやケーブル等）がある場合は持参すること。

1 4. 審査方法

(1) 選定方法

提出書類とプレゼンテーションについて、別紙「評価基準」で示す基準により評価し、最も優れている提案を特定する。なお、評価の合計点が最上位であるものが2者以上あるときは、評価項目「6. 事業費」の点数が上位である者を選定する。

(2) 審査結果の通知

令和5年6月7日（水）にプレゼンテーションを実施した者全員に対して、郵送及び電子メールにより通知し、受注候補者を市ホームページに掲載する。

1 5. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された技術提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 技術提案書の作成形式及びプレゼンテーションの実施方法が示された要件に適合しないもの

(3) 技術提案書等の提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの

(4) プレゼンテーションの審査に出席しなかったもの

(5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たものその他選定結果に影響を与えるような不誠実行為を行ったもの

(6) 見積書の金額が【4. 事業に要する費用（見積（提案）限度額）】を超過したもの

1 6. 契約

(1) 契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際は、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

(2) 業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により、技術提案書等の記載内容を修正・変更する場合がある。

(3) 契約候補者と旭市契約事務取扱規程に基づき契約を締結することとし、契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次者と契約締結に向けた交渉を行うこととなる。

(4) 契約者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付するものとする。ただし、旭市財務規則第148条第3項に該当する場合は免除する。

17. その他留意事項

- (1) 旭市の指示がある場合を除き、提出期限以降における書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないものとし、参加者は、契約候補者決定前に提出書類に係る提案内容について公開等他の用途に使用する場合は、事前に旭市の承諾を得て行うものとする。
- (4) 旭市は、提出書類について、契約候補者の特定に係る業務以外には提出者に無断で使用しません。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) 「配置予定監理技術者調書（様式4）」に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとするが、やむを得ず変更する場合は、旭市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 旭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (8) 提出書類は必着とし、郵便事故等に係る異議申し立ては認められない。

18. 担当部署（提出・問合せ先）

〒289-2595 千葉県旭市二の 2132 番地

旭市役所総務課地域安全班 担当：石田・金田

TEL：0479-62-5311 FAX：0479-63-4946

E-mail：chiikianzen@city.asahi.lg.jp

別 紙

評価基準

評価項目		評価内容	配点
1	設計内容	・ 設計の適切さ ・ 課題や地域特性の把握 ・ 既設設備の状況把握	20
2	システム構成	・ シミュレーションや調査を基にした効果的な構成	20
3	機能・操作性	・ 災害時の安定性 ・ 操作の容易さ ・ 将来性の拡張性	20
4	保守・維持体制	・ 保守の迅速性と継続性 ・ 保守と維持費用の抑制	20
5	施工体制	・ 適切な施工体制 ・ 戸別受信機配布の協力体制 ・ 地域貢献への配慮	20
6	事業費	・ 要求水準を満たす事業費の抑制	20
7	独自提案	・ 有益な提案内容 ・ 費用低減への配慮	20
		合 計	140